

新たな低入札対策の検討について

目次

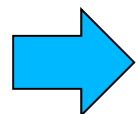
新たな低入札対策の検討について	p.1
低入札に関わる取り組み【全国的な取り組み】	p.2
低入札価格調査と調査基準価格	p.3
業務の低入札対策(管理技術者の手持ち業務量の制限等について)	p.4
全国の低入札発生状況	p.5
整備局独自の低入札対策による品質確保の取り組み	p.6
平成24年度の実施計画(新たな低入札対策について)	p.10

1. これまでの主な取り組み

- H16.11 低入札価格調査(試行)
- H19.10 低入札価格調査
- H20.12 第三者による成果品照査の義務付け(一部地整)
外業における現地履行確認体制の強化(一部地整)
書類提出の強化(一部地整)
- H21.10 手持ち業務量の制限等の試行
- H22.3 調査基準価格の改定
- H22.6 履行確実性評価の実施(2,000万円を超える業務)
- H23.4 履行確実性評価の対象拡大(1,000万円を超える業務)

2. 各地整等での独自の取り組み例

- 表彰制度の制限(低入札業務は表彰対象外とする。)
 - 増員担当技術者の配置(低入札業務は担当技術者の追加配置。)
 - 打合せの厳格化(低入札業務は管理技術者の打合せを義務付け。)
- など



各地整等での独自の取り組みを参考に新たな低入札対策を検討

低入札に関わる取り組み【全国的な取り組み】

項目	通達時期	対象	内容
低入札価格調査	H16.6.10 H19.10.5(運用について)	予定価格が1,000万円を超える業務	入札額が調査基準価格に満たない場合に予決令86条に基づく調査を実施。
テクリスにおける低入札情報の入力	H21.8.5	予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務等	調査基準価格を下回る金額で落札した場合には、TECRIS実績登録における業務名称の先頭に「【低】」を追記した上でTECRIS登録を行う
手持ち業務量の制限の試行	H21.10.2	予定価格が1,000万円を超える業務であって、競争入札方式およびプロポーザル方式に基づく手続きにより調達されるもの	指定日時点での予定管理技術者等の手持ち業務の中に、国交省所管の業務で低入業務がある場合は、当該入札等において手持ち業務量の制限を当初の設定の半数程度に設定
履行確実性の評価	H22.4.27 H22.5.31(評価方法案) H22.6.7(運用について) H23.3.29(運用の改正)	総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が1000万円を超えるもの	技術提案の評価項目に「履行確実性」を新たに加える。低入札者に対しては追加で資料提出を求める。

低入札価格調査と調査基準価格

業務における低入札価格調査

- 平成19年4月より、予定価格が1000万円を超える競争入札の案件を対象に、低入札価格調査制度を導入。
- 調査基準を下まわる入札があった場合は、入札を留保して低入札価格調査を実施。
主な調査内容：低入札の理由、入札価格の内訳書、履行体制、過去に受注した業務及び成績状況等。
- 適切な履行がなされないおそれがある場合は、その者を落札者とせず、次順位者との手続きに移行。

業務別の調査基準価格算出方法

- 業務の種類ごとに、予定価格の基礎（建設コンサルタント業務の場合：直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等）に一定の率を乗じた額をもとに算出。
- ただし、下限を予定価格の60%、上限を予定価格の80%とする。（地質調査にあつては、下限2/3, 上限85%）

調査項目

- ①当該工事で入札した理由、②入札金額の積算内訳、③手持ち工事の状況④契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連、⑤手持ち資材の状況、⑥資材購入先及び購入先と入札者との関係、⑦手持ち機械数の状況、⑧労務者の具体的供給見通し、⑨過去に施工した公共工事名及び発注者、⑩建設副産物の搬出地

調査基準価格の見直し(H21年度末)

内 容

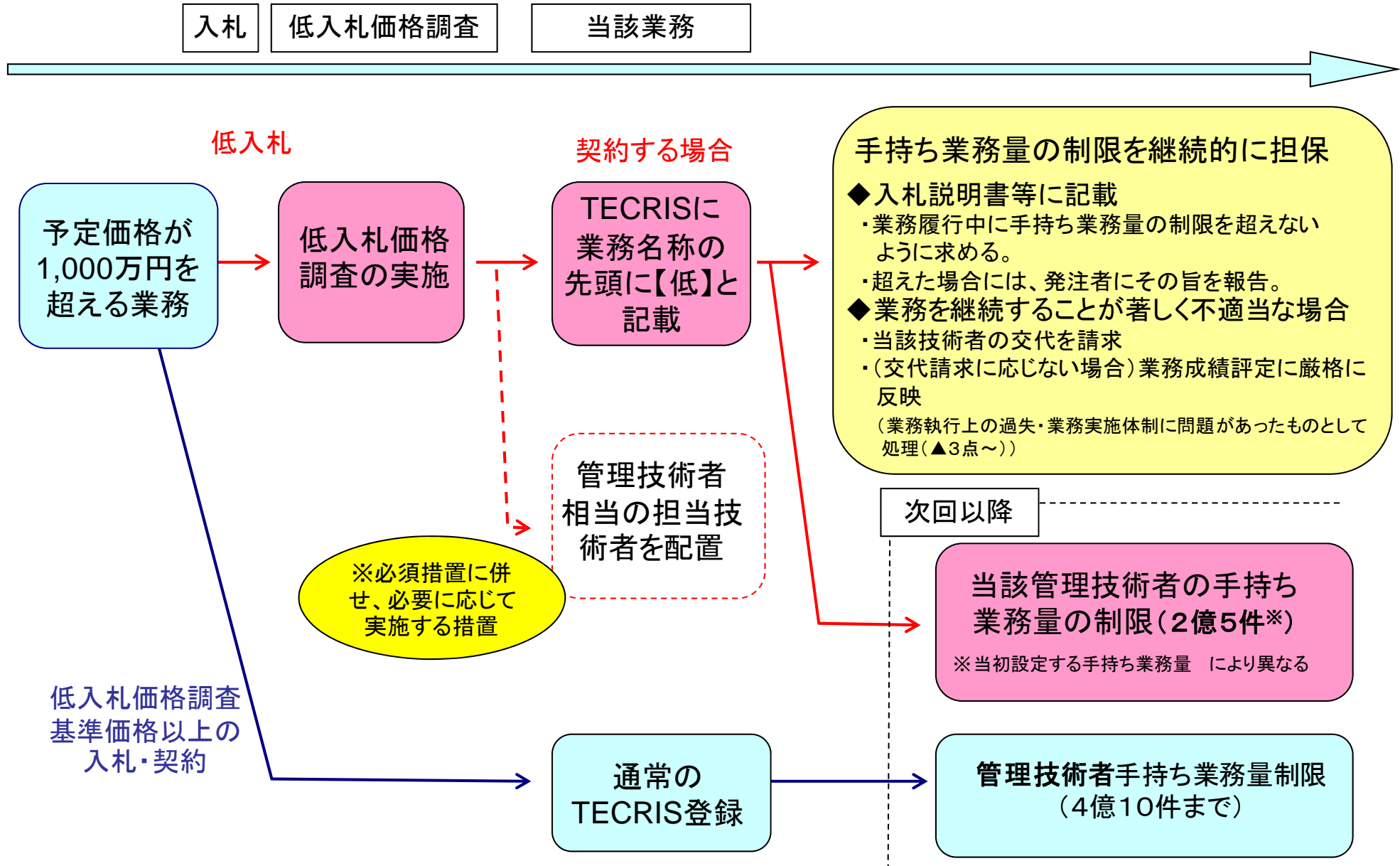
現在の調査基準価格は、平成17年度に実施した調査により得られた業務コスト構造を踏まえて、平成19年度に策定したものである。

近年、プロポーザル・総合評価落札方式の本格導入などに起因すると考えられる業務コストデータの変化が生じているため、最新のデータ(平成20年度データ)により、調査基準価格の算定方式を見直し

効 果

- ①業務受注者のコスト構造の現状に合致した、適切な調査基準価格の設定。
- ②低入札価格調査対象範囲の拡大により、設計業務や調査業務等の業務成果の品質を確保。

● 手持ち業務量の制限



【全国】平成23年度上半期の低入札の発生状況

参考資料

	総合評価落札方式	価格競争入札方式	
予定価格	発注件数: 4,320件 低入件数: 31件 低入発生率: 0.7% 履行確実性評価対象	発注件数: 1,874件 低入件数: 600件 低入発生率: 32.0% 履行確実性評価対象外	調査基準価格の設定あり
1,000万円			-----
100万円	発注件数: 672件 低入件数: 200件 低入発生率: 29.8% 履行確実性評価対象外	発注件数: 2,561件 低入件数: 899件 低入発生率: 35.1% 履行確実性評価対象外	調査基準価格の設定がないため、便宜上 予定価格の75%を下回るものを低入札件数としてカウント

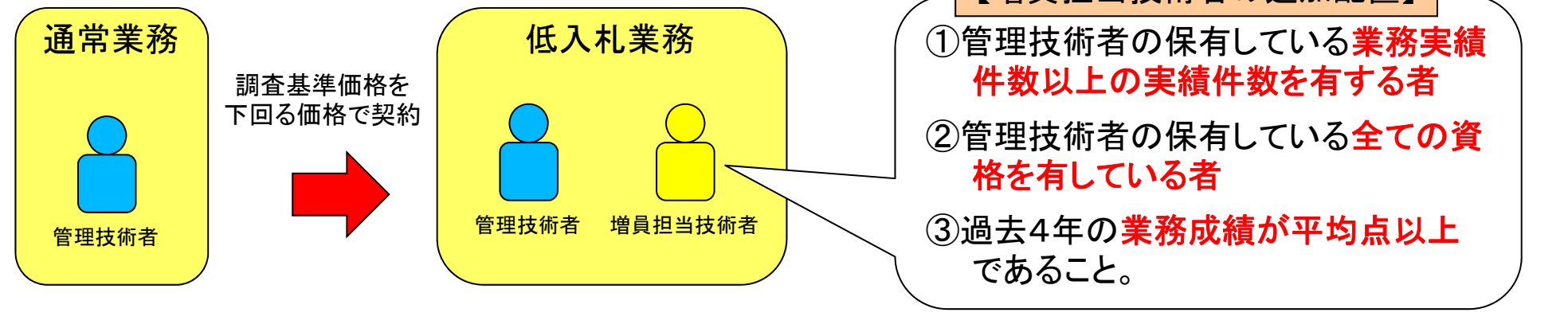
※①. データはH23上半期の3業種(土木コンサルタント、測量、地質)

【中部地方整備局】更なる品質確保対策

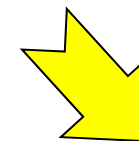
対象は、総合評価及び価格競争

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が(1)、(2)を追加で実施(低入札受注者の義務)

(1) 増員担当技術者の配置



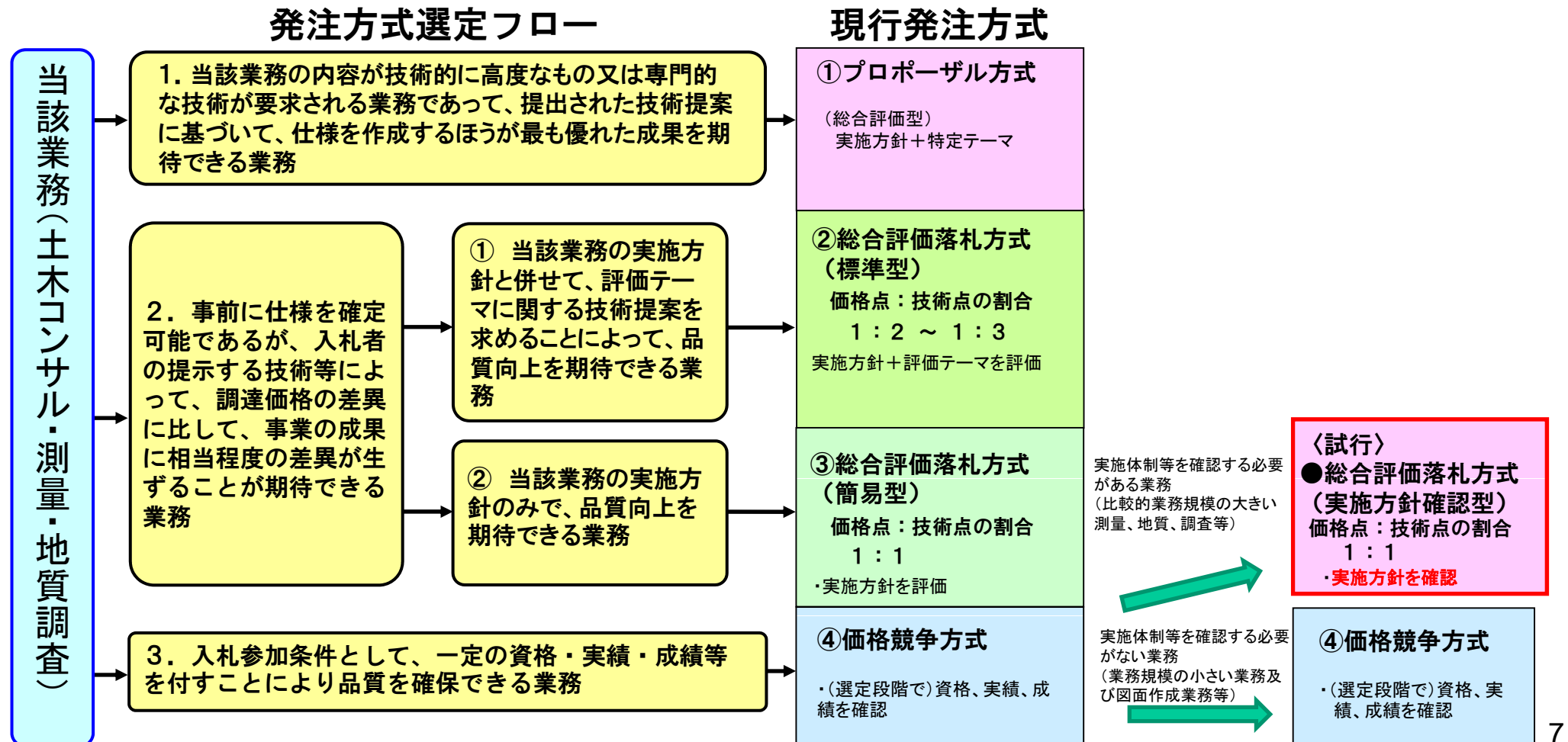
(2) 品質証明書の提出



低入札受注者への(1)、(2)の義務付けにより、低入札者は辞退することで低入札による契約が減少

【関東地方整備局】総合評価落札方式(実施方針確認型)の試行

価格競争方式において低入札が頻発していることから、価格競争方式で実施していた業務のうち、業務規模の小さい業務及び図面作成業務等を除き、簡易型総合評価落札方式より簡素な実施方針確認型の総合評価落札方式で実施し、履行確実性評価を行う。



【関東地方整備局】総合評価落札方式(実施方針確認型)の試行

実施方針確認型の試行概要

- ① 技術評価において、実施方針には技術提案を求めない
【提出資料の簡素化】
 - ② 実施方針は満点又は0点の2段階で評価を行う
【評価の簡素化】
 - ③ 参加表明書の提出時に「実施方針」の同時提出を求める
 - ④ 総合評価審査委員会の対応について、評価項目等を標準化することにより年度当初に一括して審議。技術提案の評価・審査については、事後報告も可とする
【手続期間の短縮】
- 【その他】
- ⑤ 全ての業務において地域要件の評価項目を必須
 - ⑥ 同一管理技術者の重複受注を抑制するため、手持ち業務量を加え評価

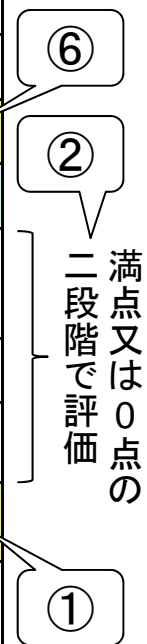
総合評価落札方式（簡易型）

【評価項目・配点】

評価項目	詳細項目	評価の着目点	配点
経験・能力	資格実績	技術者資格 業務実績	25
	成績表彰	成績評点・表彰の経験	25
	専任性	手持ち業務量	—
小計			50
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	15
	実施手順	実施フローの妥当性	15
	工程表	工程計画の妥当性	10
	その他	代替案、重要な指摘	10
評価テーマ	評価テーマに関する技術提案		—
小計			50
合計			100

実施方針確認型

配点
15
25
10
50
20
15
15
—
—
50
100



【北陸、中部、近畿、中国地方整備局】品質確保基準価格等の取り組み

調査基準価格について

- 予算決算及び会計令(予決令)第85条、第86条にて規定（対象は予定価格1000万円以上）
 - ・「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格
 - ・この価格を下回った場合には調査を実施し、履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合には、失格となる。
 - ・業務の委託に係る契約については、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内の割合を予定価格に乗じて設定する。

品質確保基準価格等について

- 予定価格が1000万円を下回る競争入札の案件を対象に、品質確保対策として試行を実施している。
- 調査基準価格の算定方法と同様の基準となる価格を「品質確保基準価格」として設定し、これを下回る入札があった場合は、入札を留保して低入札価格調査等を実施。

取り組み事例(近畿地整ほか)

【対象範囲】

- ・総合評価落札方式及び価格競争入札
- ・5百万円以上10百万円未満の業務

【対象者への対応】

- 基本的には、低入札価格調査制度に準じている。
- 例) 管理技術者の手持ち業務量の制限
業務成績70点未満は実績として認めない等

平成24年度実施計画

- **平成24年度より実施予定の、関東地方整備局における『総合評価落札方式(実施方針確認型)の試行』や、中部地方整備局における『更なる品質確保対策』等の各地方整備局における低入札対策の効果検証を実施し、全国導入に向けた検討を行う。**